

○ 平成十四年金融庁告示第三十四号（銀行法第十六条の二第七項等の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として銀行若しくは銀行持株会社又はそれらの子会社のために従属業務を営んでいるかどうかの基準を定める件）

改正案	現行
<p>銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十六条の二第七項及び第五十二条の二十三第六項並びに銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十七条の二第一項第一号、同条第九項及び第三十四条の十六第八項の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として銀行若しくは銀行持株会社又はそれらの子会社その他これらに類する者のために従属業務を営んでいるかどうかの基準を次のように定め、平成十四年四月一日から適用し、銀行法第十六条の二第七項等の規定に基づき、銀行等の従属業務を営む会社が銀行又はその子会社のために営む従属業務に関する基準を定める件（平成十年十一月大蔵省告示第四十四号）及び銀行法第五十二条の七第六項等の規定に基づき、銀行等の従属業務を営む会社が銀行持株会社又はその子会社のために営む従属業務に関する基準を定める件（平成十年十一月大蔵省告示第四十五号）は、平成十四年三月三十一日限り廃止する。</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この告示において「銀行」、「子会社」又は「銀行持株会社」とは、それぞれ銀行法（以下「法」という。）第二条に規定する銀行、子会社又は銀行持株会社をいい、「特定子銀行」又は「銀行</p>	<p>銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十六条の二第七項及び第五十二条の二十三第六項並びに銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十七条の二第一項第一号、同条第六項及び第三十四条の十六第六項の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として銀行若しくは銀行持株会社又はそれらの子会社のために従属業務を営んでいるかどうかの基準を次のように定め、平成十四年四月一日から適用し、銀行法第十六条の二第七項等の規定に基づき、銀行等の従属業務を営む会社が銀行又はその子会社のために営む従属業務に関する基準を定める件（平成十年十一月大蔵省告示第四十四号）及び銀行法第五十二条の七第六項等の規定に基づき、銀行等の従属業務を営む会社が銀行持株会社又はその子会社のために営む従属業務に関する基準を定める件（平成十年十一月大蔵省告示第四十五号）は、平成十四年三月三十一日限り廃止する。</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この告示において「銀行」、「子会社」又は「銀行持株会社」とは、それぞれ銀行法（以下「法」という。）第二条に規定する銀行、子会社又は銀行持株会社をいう。</p>

持株特定子銀行」とは、それぞれ銀行法施行規則（以下「規則」という。）第十七条の二第三項第一号に規定する特定子銀行又は銀行持株特定子銀行をいい、「銀行集団」とは、同項第二号に規定する銀行集団をいう。

2 第二条から第六条までにおいて「長期信用銀行」、「証券専門会社」、「証券仲介専門会社」、「保険会社」、「少額短期保険業者」、「信託専門会社」、「銀行業を営む外国の会社」、「証券業を営む外国の会社」、「保険業を営む外国の会社」又は「信託業を営む外国の会社」とは、それぞれ法第十六条の二第一項に規定する長期信用銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社、少額短期保険業者、信託専門会社、銀行業を営む外国の会社、証券業を営む外国の会社、保険業を営む外国の会社又は信託業を営む外国の会社をいい、「従属業務」とは、同条第二項第一号に規定する従属業務をいう。

3 第七条から第十一条までにおいて「長期信用銀行」、「証券専門会社」、「証券仲介専門会社」、「保険会社」、「少額短期保険業者」、「信託専門会社」、「銀行業を営む外国の会社」、「証券業を営む外国の会社」、「保険業を営む外国の会社」、「信託業を営む外国の会社」又は「従属業務」とは、それぞれ法第五十二条の二十三第一項に規定する長期信用銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社、少額短期保険業者、信託専門会社、銀行業を営む外国の会社、証券業を営む外国の会社、保険業を営む外国の会社、信託業を営む外国の会社又は従属業務をいう。

2 第二条から第六条までにおいて「長期信用銀行」、「証券専門会社」、「証券仲介専門会社」、「保険会社」、「信託専門会社」、「銀行業を営む外国の会社」、「証券業を営む外国の会社」、「保険業を営む外国の会社」又は「信託業を営む外国の会社」とは、それぞれ法第十六条の二第一項に規定する長期信用銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社、信託専門会社、銀行業を営む外国の会社、証券業を営む外国の会社、保険業を営む外国の会社又は信託業を営む外国の会社をいい、「従属業務」とは、同条第二項第一号に規定する従属業務をいう。

3 第六条から第十一条までにおいて「長期信用銀行」、「証券専門会社」、「証券仲介専門会社」、「保険会社」、「信託専門会社」、「銀行業を営む外国の会社」、「証券業を営む外国の会社」、「保険業を営む外国の会社」、「信託業を営む外国の会社」又は「従属業務」とは、それぞれ法第五十二条の二十三第一項に規定する長期信用銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社、信託専門会社、銀行業を営む外国の会社、証券業を営む外国の会社、保険業を営む外国の会社、信託業を営む外国の会社又は従属業務をいう。

(銀行等の従属業務を営む会社が銀行又は子会社等のために営む従属業務等に関する基準)

第二条 銀行、長期信用銀行又は銀行業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該銀行又はその子会社等(当該銀行の特定子銀行、銀行持株特定子銀行、当該銀行の銀行集団又は当該銀行の銀行持株会社集団(規則第十七条の二第三項第三号に規定する銀行持株会社集団をいう。))をいう。以下この条から第五条までにおいて同じ。)の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件のすべてを満たしていることとする。

一 各事業年度において、規則第十七条の三第一項第一号から第二十一号までに掲げるそれぞれの業務(以下この条から第五条までにおいて「それぞれの業務」という。)につき、当該銀行又はその子会社等(同項第二号に掲げる業務については当該銀行又はその子会社等に属する法人の役員を含む。)からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこと。

二 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該銀行又はその特定子銀行若しくは銀行持株特定子銀行のいずれかからの収入があること。

2 前項の従属業務を営む会社が、主として銀行に係る集団(規則第十七条の二第三項第四号に規定する者をいう。以下この条において

(銀行等の従属業務を営む会社が銀行又は子会社のために営む従属業務に関する基準)

第二条 銀行若しくは長期信用銀行又は銀行業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該銀行又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件のすべてを満たしていることとする。

一 各事業年度において、銀行法施行規則(以下「規則」という。)[第十七条の三第一項第一号から第二十一号までに掲げるそれぞれの業務(以下この条から第五条までにおいて「それぞれの業務」という。)]につき、当該銀行(同項第二号に掲げる業務については当該銀行の役員を含む。)及びその子会社からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこと。

二 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該銀行又はその子会社である銀行、長期信用銀行若しくは銀行業を営む外国の会社のいずれかからの収入があること。

2 前項の規定にかかわらず、当該従属業務を営む会社が銀行持株会社又はその子会社のために従属業務を営む場合には、前項第一号中

同じ。)の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件のすべてを満たしていることとする。

一 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該銀行に係る集団(規則第十七条の三第一項第二号に掲げる業務については当該銀行に係る集団に属する法人の役職員を含む。)からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の九十を下回らないこと。

二 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該銀行、その特定子銀行又は銀行持株特定子銀行のいずれかからの収入があり、かつ、当該銀行に係る集団に属する規則第十七条の三第三項第四号に掲げるそれぞれの者において当該者に属する銀行等のいずれかからの収入があること。

(証券専門会社等の従属業務を営む会社が銀行又はその子会社等のために営む従属業務に関する基準)

第三条 証券専門会社、証券仲介専門会社又は証券業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該銀行又はその子会社等の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該銀行又はその特定子銀行若しくは銀行持株特定子銀行」とあるのは、「当該銀行の子会社である証券専門会社、証券仲介専門会社又は証券業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

「当該銀行」とあるのは「自らを子会社とする銀行持株会社及びその子会社」と、「当該銀行の役職員を含む。」及びその子会社」とあるのは「当該銀行持株会社の子会社である銀行の役職員を含む。」と読み替えて適用する。

(証券専門会社等の従属業務を営む会社が銀行又はその子会社のために営む従属業務に関する基準)

第三条 証券専門会社、証券仲介専門会社又は証券業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該銀行又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、前条の規定を準用する。この場合において、同条第二号中「当該銀行又はその子会社である銀行、長期信用銀行若しくは銀行業を営む外国の会社」とあるのは、「当該銀行の子会社である証券専門会社、証券仲介専門会社又は証券業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

(保険会社等の従属業務を営む会社が銀行又はその子会社等のために営む従属業務に関する基準)

第四条 保険会社、少額短期保険業者又は保険業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該銀行又はその子会社等の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第二条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該銀行又はその特定子銀行若しくは銀行持株特定子銀行」とあるのは、「当該銀行の子会社である保険会社、少額短期保険業者又は保険業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

(信託専門会社等の従属業務を営む会社が銀行又はその子会社等のために営む従属業務に関する基準)

第五条 信託専門会社又は信託業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該銀行又はその子会社等の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第二条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該銀行又はその特定子銀行若しくは銀行持株特定子銀行」とあるのは、「当該銀行の子会社である信託専門会社又は信託業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

(銀行等の従属業務を営む会社が銀行持株会社の銀行持株会社集団

(保険会社等の従属業務を営む会社が銀行又はその子会社のために営む従属業務に関する基準)

第四条 保険会社又は保険業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該銀行又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第二条の規定を準用する。この場合において、同条第二号中「当該銀行又はその子会社である銀行、長期信用銀行若しくは銀行業を営む外国の会社」とあるのは、「当該銀行の子会社である保険会社又は保険業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

(信託専門会社等の従属業務を営む会社が銀行又はその子会社のために営む従属業務に関する基準)

第五条 信託専門会社又は信託業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該銀行又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第二条の規定を準用する。この場合において、同条第二号中「当該銀行又はその子会社である銀行、長期信用銀行若しくは銀行業を営む外国の会社」とあるのは、「当該銀行の子会社である信託専門会社又は信託業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

(銀行等の従属業務を営む会社が銀行持株会社又はその子会社のため

のために営む従属業務等に関する基準)

第七条 銀行、長期信用銀行又は銀行業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該銀行持株会社の銀行持株会社集団(規則第三十四条の十六第一項第一号に規定する銀行持株会社集団をいう。以下この条から第十一条までにおいて同じ。)の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件のすべてを満たしていることとする。

一 各事業年度において、規則第三十四条の十六第三項第一号から第二十一号までに掲げるそれぞれの業務(以下この条から第十条までにおいて「それぞれの業務」という。)につき、当該銀行持株会社の銀行持株会社集団(同項第二号に掲げる業務については当該銀行持株会社の銀行持株会社集団に属する法人の役員員を含む。)からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこと。

二 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該銀行持株会社の銀行持株会社集団に属する銀行、その特定子銀行若しくは銀行持株特定子銀行のいずれかからの収入があること。

2 | 前項の従属業務を営む会社が、主として銀行持株会社に係る集団(規則第三十四条の十六第一項第二号に規定する者をいう。以下この条において同じ。)の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件のすべてを満たしていることとする。

一 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該銀行持株会

めに営む従属業務に関する基準)

第七条 銀行若しくは長期信用銀行又は銀行業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該銀行持株会社又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件のすべてを満たしていることとする。

一 各事業年度において、規則第三十四条の十六第一項第一号から第二十一号までに掲げるそれぞれの業務(以下この条から第九条までにおいて「それぞれの業務」という。)につき、当該銀行持株会社及びその子会社(同項第二号に掲げる業務については当該銀行持株会社の子会社である銀行の役員員を含む。)からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこと。

二 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該銀行持株会社の子会社である銀行若しくは長期信用銀行又は銀行業を営む外国の会社のいずれかからの収入があること。

(新設)

社に係る集団（規則第三十四条の十六第三項第二号に掲げる業務については当該銀行持株会社に係る集団に属する法人の役員を含む。）からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の九十を下回らないこと。

二 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該銀行持株会社の銀行持株会社集団に属する銀行、その特定子銀行若しくは銀行持株特定子銀行のいずれかからの収入があり、かつ、当該銀行持株会社に係る集団に属する規則第三十四条の十六第一項第二号に掲げるそれぞれの者において当該者に属する銀行等のいずれかからの収入があること。

（証券専門会社等の従属業務を営む会社が銀行持株会社の銀行持株会社集団のために営む従属業務に関する基準）

第八条 証券専門会社、証券仲介専門会社又は証券業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該銀行持株会社の銀行持株会社集団の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該銀行持株会社の銀行持株会社集団に属する銀行、その特定子銀行若しくは銀行持株特定子銀行」とあるのは、「当該銀行持株会社の子会社である証券専門会社、証券仲介専門会社又は証券業を営む外国の会社」に読み替えるものとする。

（証券専門会社等の従属業務を営む会社が銀行持株会社又はその子会社のために営む従属業務に関する基準）

第八条 証券専門会社、証券仲介専門会社又は証券業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該銀行持株会社又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、前条の規定を準用する。この場合において、同条第二号中「当該銀行持株会社の子会社である銀行若しくは長期信用銀行又は銀行業を営む外国の会社」とあるのは、「当該銀行持株会社の子会社である証券専門会社、証券仲介専門会社又は証券業を営む外国の会社」に読み替えるものとする。

(信託専門会社等の従属業務を営む会社が銀行持株会社の銀行持株会社集団のために営む従属業務に関する基準)

第九条 信託専門会社又は信託業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該銀行持株会社の銀行持株会社集団の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第七条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該銀行持株会社の銀行持株会社集団に属する銀行、その特定子銀行若しくは銀行持株特定子銀行」とあるのは、「当該銀行持株会社の子会社である信託専門会社又は信託業を営む外国の会社」に読み替えるものとする。

(保険会社等の従属業務を営む会社が銀行持株会社の銀行持株会社集団のために営む従属業務に関する基準)

第十条 保険会社、少額短期保険業者又は保険業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該銀行持株会社の銀行持株会社集団の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第七条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該銀行持株会社の銀行持株会社集団に属する銀行、その特定子銀行若しくは銀行持株特定子銀行」とあるのは、「当該銀行持株会社の子会社である保険会社、少額短期保険業者又は保険業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

(銀行の従属業務を営む会社が銀行のために営む従属業務に関する

(信託専門会社等の従属業務を営む会社が銀行持株会社又はその子会社のために営む従属業務に関する基準)

第九条 信託専門会社又は信託業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該銀行持株会社又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第七条の規定を準用する。この場合において、同条第二号中「当該銀行持株会社の子会社である銀行若しくは長期信用銀行又は銀行業を営む外国の会社」とあるのは、「当該銀行持株会社の子会社である信託専門会社又は信託業を営む外国の会社」に読み替えるものとする。

(保険会社等の従属業務を営む会社が銀行持株会社又はその子会社のために営む従属業務に関する基準)

第十条 保険会社又は保険業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該銀行持株会社又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第六条の規定を準用する。この場合において、同条第二号中「当該銀行持株会社の子会社である銀行若しくは長期信用銀行又は銀行業を営む外国の会社」とあるのは、「当該銀行持株会社の子会社である保険会社又は保険業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

(銀行の従属業務を営む会社が銀行のために営む従属業務に関する



基準)

第十一条 法第五十二条の二十三第三項の場合において、銀行持株会  
社の子会社である銀行の営む業務のために従属業務を営む会社が、  
主として当該銀行持株会社の子会社である銀行の営む業務のために  
その業務を営んでいるかどうかの基準は、規則第三十四条の十六第  
三項第一号から第二十一号までに掲げる業務を営む会社について、  
各事業年度におけるそれぞれの業務につき、当該銀行持株会社の子  
会社である銀行（同項第二号に掲げる業務については当該銀行持株  
会社の子会社である銀行の役員を含む。）からの収入の額の合計  
額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこととする  
。

基準)

第十一条 法第五十二条の二十三第三項の場合において、銀行持株会  
社の子会社である銀行の営む業務のために従属業務を営む会社が、  
主として当該銀行持株会社の子会社である銀行の営む業務のために  
その業務を営んでいるかどうかの基準は、規則第三十四条の十六第  
一項第一号から第二十一号までに掲げる会社について、各事業年度  
におけるそれぞれの業務につき、当該銀行持株会社の子会社である  
銀行（同項第二号に掲げる業務については当該銀行持株会社の子会  
社である銀行の役員を含む。）からの収入の額の合計額の総収入  
の額に占める割合が百分の五十を下回らないこととする。

○ 平成十四年金融庁告示第三十六号（長期信用銀行法第十三条の二第九項等の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として長期信用銀行若しくは長期信用銀行持株会社又はそれらの子会社のために従属業務を営んでいるかどうかの基準を定める件）

改正案	現行
<p>長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第十三条の二第九項及び第十六条の四第六項並びに長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）第四条の三第一項第一号及び第五条の六第八項の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として長期信用銀行若しくは長期信用銀行持株会社又はそれらの子会社その他これらに類する者のために従属業務を営んでいるかどうかの基準を次のように定め、平成十四年四月一日から適用し、長期信用銀行法第十三条の二第九項等の規定に基づき、長期信用銀行当の従属業務を営む会社が長期信用銀行又はその子会社のために営む従属業務に関する基準を定める件</p> <p style="text-align: center;">金融監督庁</p> <p style="text-align: center;">（平成十年十一月 告示第四十七号）は、平成十四年三月三十一日限り廃止する。</p> <p style="text-align: center;">大蔵省</p> <p>（定義） 第一条 この告示において「長期信用銀行」、「子会社」又は「長期信用銀行持株会社」とは、それぞれ長期信用銀行法（以下「法」と</p>	<p>長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第十三条の二第九項及び第十六条の四第六項並びに長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）第四条の三第一項第一号及び第五条の六第六項の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として長期信用銀行若しくは長期信用銀行持株会社又はそれらの子会社のために従属業務を営んでいるかどうかの基準を次のように定め、平成十四年四月一日から適用し、長期信用銀行法第十三条の二第九項等の規定に基づき、長期信用銀行当の従属業務を営む会社が長期信用銀行又はその子会社のために営む従属業務に関する基準を定める件（平成十年十一月 告示第四十七号）は、平成十四年三月三十一日限り廃止する。</p> <p style="text-align: center;">大蔵省 金融監督庁</p> <p>（定義） 第一条 この告示において「長期信用銀行」、「子会社」又は「長期信用銀行持株会社」とは、それぞれ長期信用銀行法（以下「法」と</p>

いう。) 第二条、第十三条の二第二項又は第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行、子会社又は長期信用銀行持株会社をいい、「特定子銀行」又は「長期信用銀行持株特定子銀行」とは、それぞれ長期信用銀行法施行規則(以下「規則」という。) 第四条の三第三項第一号に規定する特定子銀行又は長期信用銀行持株特定子銀行をいい、「長期信用銀行集団」とは、同項第二号に規定する長期信用銀行集団をいう。

2 第二条から第六条までにおいて「銀行」、「証券専門会社」、「証券仲介専門会社」、「保険会社」、「少額短期保険業者」、「信託専門会社」、「銀行業を営む外国の会社」、「証券業を営む外国の会社」、「保険業を営む外国の会社」又は「信託業を営む外国の会社」とは、それぞれ法第十三条の二第一項に規定する銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社、少額短期保険業者、信託専門会社、銀行業を営む外国の会社、証券業を営む外国の会社、保険業を営む外国の会社又は信託業を営む外国の会社をいい、「従属業務」とは、同条第四項第一号に規定する従属業務をいう。

3 第七条から第十一条までにおいて「銀行」、「証券専門会社」、「証券仲介専門会社」、「保険会社」、「少額短期保険業者」、「信託専門会社」、「銀行業を営む外国の会社」、「証券業を営む外国の会社」、「保険業を営む外国の会社」、「信託業を営む外国の会社」又は「従属業務」とは、それぞれ法第十六条の四第一項に規定する銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社、少額短期保険業者、信託専門会社、銀行業を営む外国の会社、証券業を営

いう。) 第二条、第十三条の二第二項又は第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行、子会社又は長期信用銀行持株会社をいう。

2 第二条から第六条までにおいて「銀行」、「証券専門会社」、「証券仲介専門会社」、「保険会社」、「信託専門会社」、「銀行業を営む外国の会社」、「証券業を営む外国の会社」、「保険業を営む外国の会社」又は「信託業を営む外国の会社」とは、それぞれ法第十三条の二第一項に規定する銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社、信託専門会社、銀行業を営む外国の会社、証券業を営む外国の会社、保険業を営む外国の会社又は信託業を営む外国の会社をいい、「従属業務」とは、同条第四項第一号に規定する従属業務をいう。

3 第六条から第十一条までにおいて「銀行」、「証券専門会社」、「証券仲介専門会社」、「保険会社」、「信託専門会社」、「銀行業を営む外国の会社」、「証券業を営む外国の会社」、「保険業を営む外国の会社」、「信託業を営む外国の会社」又は「従属業務」とは、それぞれ法第十六条の四第一項に規定する銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社、信託専門会社、銀行業を営む外国の会社、証券業を営む外国の会社、保険業を営む外国の会社、信

む外国の会社、保険業を営む外国の会社、信託業を営む外国の会社又は従属業務をいう。

(長期信用銀行等の従属業務を営む会社が長期信用銀行又はその子会社等のために営む従属業務等に関する基準)

第二条 長期信用銀行、銀行又は銀行業を営む外国の会社の営む業務のための従属業務を営む会社が、主として当該長期信用銀行又はその子会社等(当該長期信用銀行の特定子銀行、当該長期信用銀行の長期信用銀行持株特定子銀行、当該長期信用銀行の長期信用銀行集団又は当該長期信用銀行持株会社集団(規則第四条の三第三項第三号に規定する長期信用銀行持株会社集団をいう。))をいう。以下この条から第五条までにおいて同じ。)の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件のすべてを満たしていることとする。

一 各事業年度において、規則第四条の五第一項第一号から第二十一号までに掲げるそれぞれの業務(以下この条から第五条までにおいて「それぞれの業務」という。)につき、当該長期信用銀行又はその子会社等(同項第二号に掲げる業務については当該長期信用銀行又はその子会社等に属する法人の役員を含む。)及びその子会社からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこと。

二 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該長期信用銀行又はその特定子銀行若しくは長期信用銀行持株特定子銀行のい

託業を営む外国の会社又は従属業務をいう。

(長期信用銀行等の従属業務を営む会社が長期信用銀行又はその子会社のために営む従属業務に関する基準)

第二条 長期信用銀行若しくは銀行又は銀行業を営む外国の会社の営む業務のための従属業務を営む会社が、主として当該長期信用銀行又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件のすべてを満たしていることとする。

一 各事業年度において、長期信用銀行法施行規則(以下「規則」という。)第四条の五第一項第一号から第二十一号までに掲げるそれぞれの業務(以下この条から第五条までにおいて「それぞれの業務」という。)につき、当該長期信用銀行(同項第二号に掲げる業務については当該長期信用銀行の役員を含む。)及びその子会社からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこと。

二 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該長期信用銀行又はその子会社である長期信用銀行、銀行若しくは銀行業を営

ずれかからの収入があること。

2

前項の従属業務を営む会社が、主として長期信用銀行に係る集団（規則第四条の三第三項第四号に規定する者をいう。以下この条において同じ。）の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件のすべてを満たしていることとする。

一 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該長期信用銀行に係る集団（規則第四条の五第一項第二号に掲げる業務については当該長期信用銀行に係る集団に属する法人の役員を含む。）からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の九十を下回らないこと。

二 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該長期信用銀行、その特定子銀行又は長期信用銀行持株特定子銀行のいずれかからの収入があり、かつ、当該長期信用銀行に係る集団に属する規則第四条の三第三項第四号に掲げるそれぞれの者において当該者に属する長期信用銀行等のいずれかからの収入があること。

（証券専門会社等の従属業務を営む会社が長期信用銀行又はその子会社等のために営む従属業務に関する基準）

第三条 証券専門会社、証券仲介専門会社又は証券業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として長期信用銀行又はその子会社等の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該長期信用銀行又はその特定子銀行若し

む外国の会社のいずれかからの収入があること。

2

前項の規定にかかわらず、当該従属業務を営む会社が長期信用銀行持株会社又はその子会社のために従属業務を営む場合には、前項第一号中「当該長期信用銀行（）」とあるのは「自らを子会社とする長期信用銀行持株会社及びその子会社（）」と、「当該長期信用銀行の役員を含む。」及びその子会社」とあるのは「当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の役員を含む。」と読み替えて適用する。

（証券専門会社等の従属業務を営む会社が長期信用銀行又はその子会社のために営む従属業務に関する基準）

第三条 証券専門会社、証券仲介専門会社又は証券業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として長期信用銀行又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、前条の規定を準用する。この場合において、同条第二号中「当該長期信用銀行又はその子会社である長期信用銀

くは長期信用銀行持株特定子銀行」とあるのは、「当該長期信用銀行の子会社である証券専門会社、証券仲介専門会社又は証券業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

（保険会社等の従属業務を営む会社が長期信用銀行又はその子会社等のために営む従属業務に関する基準）

第四条 保険会社、少額短期保険業者又は保険業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該長期信用銀行又はその子会社等の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第二条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該長期信用銀行又はその特定子銀行若しくは長期信用銀行持株特定子銀行」とあるのは、「当該長期信用銀行の子会社である保険会社、少額短期保険業者又は保険業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

（信託専門会社等の従属業務を営む会社が長期信用銀行又はその子会社等のために営む従属業務に関する基準）

第五条 信託専門会社又は信託業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該長期信用銀行又はその子会社等の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第二条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該長期信用銀行又はその特定子銀行若しくは長期信用銀行持株特定子銀行」とあるのは、「当該長期信用銀行の子会社で

行、銀行若しくは銀行業を営む外国の会社」とあるのは、「当該長期信用銀行の子会社である証券専門会社、証券仲介専門会社又は証券業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

（保険会社等の従属業務を営む会社が長期信用銀行又はその子会社のために営む従属業務に関する基準）

第四条 保険会社又は保険業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該長期信用銀行又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第二条の規定を準用する。この場合において、同条第二号中「当該長期信用銀行又はその子会社である長期信用銀行、銀行若しくは銀行業を営む外国の会社」とあるのは、「当該長期信用銀行の子会社である保険会社又は保険業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

（信託専門会社等の従属業務を営む会社が長期信用銀行又はその子会社のために営む従属業務に関する基準）

第五条 信託専門会社又は保険業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該長期信用銀行又はその子会社等の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第二条の規定を準用する。この場合において、同条第二号中「当該長期信用銀行又はその子会社である長期信用銀行、銀行若しくは銀行業を営む外国の会社」とあるのは、「当該長期信用銀行の

ある信託専門会社又は信託業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

(長期信用銀行等の従属業務を営む会社が長期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団のために営む従属業務等に関する基準)

第七条 長期信用銀行、銀行又は銀行業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該長期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団(規則第五条の六第一項第一号に規定する長期信用銀行持株会社集団をいう。以下この条から第十一条までにおいて同じ。)の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件のすべてを満たしていることとする。

一 各事業年度において、規則第五条の六第三項第一号から第二十一号までに掲げるそれぞれの業務(以下この条から第十号までにおいて「それぞれの業務」という。)につき、当該長期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団(同項第二号に掲げる業務については当該長期信用銀行及び当該長期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団に属する法人の役員を含む。)からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこと。

二 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該長期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団に属する長期信用銀行、その特定子銀行若しくは長期信用銀行持株特定子銀行のいずれか

子会社である信託専門会社又は信託業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

(長期信用銀行等の従属業務を営む会社が長期信用銀行持株会社又はその子会社のために営む従属業務に関する基準)

第七条 長期信用銀行若しくは銀行又は銀行業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該長期信用銀行持株会社又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件のすべてを満たしていることとする。

一 各事業年度において、規則第五条の六第一項第一号から第二十一号までに掲げるそれぞれの業務(以下この条から第九号までにおいて「それぞれの業務」という。)につき、当該長期信用銀行持株会社及びその子会社(同項第二号に掲げる業務については当該長期信用銀行の役員を含む。)からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこと。

二 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行若しくは銀行又は銀行業を営む外国の会社のいずれかからの収入があること。

からの収入があること。

2

前項の従属業務を営む会社が、主として長期信用銀行持株会社に係る集団（規則第五条の六第一項第二号に規定する者をいう。以下この条において同じ。）の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件のすべてを満たしていることとする。

一 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該長期信用銀行持株会社に係る集団（規則第五条の六第三項第二号に掲げる業務については当該長期信用銀行持株会社に係る集団に属する法人の役員を含む。）からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の九十を下回らないこと。

二 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該長期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社に属する長期信用銀行、その特定子銀行若しくは長期信用銀行持株特定子銀行のいずれかからの収入があり、かつ、当該長期信用銀行持株会社に係る集団に属する規則第五条の六第一項第二号に掲げるそれぞれの者において当該者に属する長期信用銀行等のいずれかからの収入があること。

（証券専門会社等の従属業務を営む会社が長期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団のために営む従属業務に関する基準）

第八条 証券専門会社、証券仲介専門会社又は証券業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該長期信

（新設）

（証券専門会社等の従属業務を営む会社が長期信用銀行持株会社又はその子会社のために営む従属業務に関する基準）

第八条 証券専門会社、証券仲介専門会社又は証券業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該長期信



用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該長期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団に属する長期信用銀行、その特定子銀行若しくは長期信用銀行持株特定子銀行」とあるのは、「当該長期信用銀行の子会社である証券専門会社、証券仲介専門会社又は証券業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

(信託専門会社等の従属業務を営む会社が長期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団のために営む従属業務に関する基準)

第九条 信託専門会社又は信託業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該長期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうか基準については、第七条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該長期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団に属する長期信用銀行、その特定子銀行若しくは長期信用銀行持株特定子銀行」とあるのは、「当該長期信用銀行持株会社の子会社である信託専門会社又は信託業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

(保険会社等の従属業務を営む会社が長期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団のために営む従属業務に関する基準)

第十条 保険会社、少額短期保険業者又は保険業を営む外国の会社の

用銀行持株会社又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、前条の規定を準用する。この場合において、同条第二号中「当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行若しくは銀行又は銀行業を営む外国の会社」とあるのは、「当該長期信用銀行の子会社である証券専門会社、証券仲介専門会社又は証券業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

(信託専門会社等の従属業務を営む会社が長期信用銀行持株会社又はその子会社のために営む従属業務に関する基準)

第九条 信託専門会社又は信託業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該長期信用銀行持株会社又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうか基準については、第七条の規定を準用する。この場合において、同条第二号中「当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行若しくは銀行又は銀行業を営む外国の会社」とあるのは、「当該長期信用銀行持株会社の子会社である信託専門会社又は信託業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

(保険会社等の従属業務を営む会社が長期信用銀行持株会社又はその子会社のために営む従属業務に関する基準)

第十条 保険会社又は保険業を営む外国の会社の営む業務のために従

営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該長期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第七条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該長期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団に属する長期信用銀行、その特定子銀行若しくは長期信用銀行持株特定子銀行」とあるのは、「当該長期信用銀行持株会社の子会社である保険会社、少額短期保険業者又は保険業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

（長期信用銀行の従属業務を営む会社が長期信用銀行のために営む従属業務に関する基準）

第十一条 法第十六条の四第三項の場合において、長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、規則第五条の六第三項第一号から第二十一号までに掲げる業務を営む会社について、各事業年度におけるそれぞれの業務につき、当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行（同項第二号に掲げる業務については当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の役員を含む。）からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこととする。

属業務を営む会社が、主として当該長期信用銀行持株会社又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第六条の規定を準用する。この場合において、同条第二号中「当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行若しくは銀行又は銀行業を営む外国の会社」とあるのは、「当該長期信用銀行持株会社の子会社である保険会社又は保険業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

（長期信用銀行の従属業務を営む会社が長期信用銀行のために営む従属業務に関する基準）

第十一条 法第十六条の四第三項の場合において、長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、規則第五条の六第一項第一号から第二十一号までに掲げる会社について、各事業年度におけるそれぞれの業務につき、当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行（同項第二号に掲げる業務については当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の役員を含む。）からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこととする。

○ 平成十四年金融庁告示第四十号（信用金庫の従属業務を営む会社が主として信用金庫の行う業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準等を定める件）

改正案	現行
<p>信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の第二十八項の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として信用金庫その他これに類する者の行う業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準並びに同法第五十四条の第二十三第六項並びに信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）第七十条第一項第一号及び同条第七項の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として信用金庫連合会の行う業務又はその子会社その他これらに類する者の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準等を次のように定め、平成十四年四月一日から適用し、信用金庫の従属業務を営む会社が信用金庫のために営む従属業務に関する基準等を定める件（平成十年十一月 金融監督庁 告示第四十八号）は、平成十四年三月三十一日限り廃止する。</p> <p>大蔵省</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この告示において「子会社」とは、信用金庫法（以下「法」という。）第三十二条第五項に規定する子会社をいい、「金庫集団</p>	<p>信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の第十五項の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として信用金庫の行う業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準並びに同法第五十四条の第十七第六項並びに信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）第十条の十一第一項第一号及び同条第六項の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として信用金庫連合会の行う業務又はその子会社の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準等を次のように定め、平成十四年四月一日から適用し、信用金庫の従属業務を営む会社が信用金庫のために営む従属業務に関する基準等を定める件（平成十年十一月 金融監督庁 告示第四十八号）は、平成十四年三月三十一日限り廃止する。</p> <p>大蔵省</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この告示において「子会社」とは、信用金庫法（以下「法」という。）第三十二条第五項に規定する子会社をいう。</p>

「とは、信用金庫法施行規則（以下「規則」という。）第六十四条第一項第一号に規定する金庫集団をいう。

2 第二条において「従属業務」とは、法第五十四条の二十一第一項第一号に規定する従属業務をいう。

3 第三条から第七条までにおいて「銀行」、「証券専門会社」、「証券仲介専門会社」、「保険会社」、「少額短期保険業者」、「信託専門会社」、「銀行業を営む外国の会社」、「証券業を営む外国の会社」、「保険業を営む外国の会社」又は「信託業を営む外国の会社」とは、それぞれ法第五十四条の二十三第一項に規定する銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社、少額短期保険業者、信託専門会社、銀行業を営む外国の会社、証券業を営む外国の会社、保険業を営む外国の会社又は信託業を営む外国の会社をいい、「従属業務」とは、同条第二項第一号に規定する従属業務をいい、「特定子銀行」とは、規則第六十四条第一項第一号に規定する特定子銀行をいう。

（信用金庫の従属業務を営む会社が信用金庫又はその金庫集団のために営む従属業務等に関する基準）

第二条 法第五十四条の二十一第一項第一号の場合において、従属業務を営む会社が、主として当該信用金庫又は当該信用金庫の金庫集団の行う業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件の全てを満たしていることとする。

一 各事業年度において、規則第六十四条第四項第一号から第二十

2 第二条において「従属業務」とは、法第五十四条の十五第一項第一号に規定する従属業務をいう。

3 第三条から第七条までにおいて「銀行」、「証券専門会社」、「証券仲介専門会社」、「保険会社」、「信託専門会社」、「銀行業を営む外国の会社」、「証券業を営む外国の会社」、「保険業を営む外国の会社」又は「信託業を営む外国の会社」とは、それぞれ法第五十四条の十七第一項に規定する銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社、信託専門会社、銀行業を営む外国の会社、証券業を営む外国の会社、保険業を営む外国の会社又は信託業を営む外国の会社をいい、「従属業務」とは、同条第二項第一号に規定する従属業務をいう。

（信用金庫の従属業務を営む会社が信用金庫のために営む従属業務に関する基準）

第二条 法第五十四条の十五第一項第一号の場合において、従属業務を営む会社が、主として当該信用金庫の行う業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件の全てを満たしていることとする。

一 各事業年度において、信用金庫法施行規則（以下「規則」とい

- 一 号までに掲げるそれぞれの業務（以下「それぞれの業務」という。）につき、当該信用金庫又は当該信用金庫の金庫集団（同項第二号に掲げる業務については当該信用金庫又は当該信用金庫の金庫集団に属する法人の役員を含む。）からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこと。
- 二 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該信用金庫からの収入があること。

2 | 前項の従属業務を営む会社が、主として信用金庫に係る集団（規則第六十四条第一項第二号に規定する者をいう。以下この条において同じ。）の行う業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件のすべてを満たしていることとする。

- 一 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該信用金庫に係る集団（規則第六十四条第四項第二号に掲げる業務については当該信用金庫に係る集団に属する法人の役員を含む。）からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の九十を下回らないこと。

- 二 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該信用金庫からの収入があり、かつ、当該信用金庫に係る集団に属する規則第六十四条第一項第二号に掲げるそれぞれの者において当該者に属する信用金庫等のいずれかからの収入があること。

（信用金庫連合会等の従属業務を営む会社が信用金庫連合会又はその子会社等のために営む従属業務等に関する基準）

- う。）第十条の五第一号から第二十一号までに掲げるそれぞれの業務（以下「それぞれの業務」という。）につき、当該信用金庫（同項第二号に掲げる業務については当該信用金庫の役員を含む。）及びその子会社からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこと。
- 二 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該信用金庫からの収入があること。

（新設）

（信用金庫連合会等の従属業務を営む会社が信用金庫連合会又はその子会社のために営む従属業務に関する基準）

第三条 信用金庫連合会、銀行又は銀行業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該信用金庫連合会が行う業務又はその子会社等（当該信用金庫連合会の特定子銀行又は当該信用金庫連合会の金庫集団をいう。以下この条から第六条までにおいて同じ。）の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件のすべてを満たしていることとする。

一 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該信用金庫連合会又はその子会社等（規則第六十四条第四項第二号に掲げる業務については当該信用金庫連合会又はその子会社等に属する法人の役員を含む。）及び当該信用金庫連合会の会員である信用金庫からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこと。

二 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該信用金庫連合会又はその特定子銀行のいずれかからの収入があること。

2 | 前項の従属業務を営む会社が、主として信用金庫連合会に係る集

団（規則第六十四条第一項第二号に規定する者をいう。以下この条において同じ。）の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件のすべてを満たしていることとする。

一 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該信用金庫連合会に係る集団（規則第六十四条第一項第二号に掲げる業務については当該信用金庫連合会に係る集団に属する法人の役員を含む。）及び当該信用金庫連合会の会員である信用金庫からの収入

第三条 信用金庫連合会、銀行又は銀行業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該信用金庫連合会が行う業務又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件のすべてを満たしていることとする。

一 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該信用金庫連合会（規則第十条の五第一項第二号に掲げる業務については当該信用金庫連合会の役員を含む。）、その子会社及び当該信用金庫連合会の会員である信用金庫からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこと。

二 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該信用金庫連合会、その子会社である銀行又は銀行業を営む外国の会社のいずれかからの収入があること。

（新設）

の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の九十を下回らな  
こと。

二 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該信用金庫連  
合会又はその特定子銀行のいずれかからの収入があり、かつ、当  
該信用金庫連合会に係る集団に属する規則第六十四条第一項第二  
号に掲げるそれぞれの者において当該者に属する信用金庫等のい  
ずれかからの収入があること。

(証券専門会社等の従属業務を営む会社が信用金庫連合会又はその  
子会社等のために営む従属業務に関する基準)

第四条 証券専門会社、証券仲介専門会社又は証券業を営む外国の会  
社の営む業務のために従属業を営む会社が、主として当該信用金庫  
連合会の行う業務又はその子会社等の営む業務のためにその業務を  
営んでいるかどうかの基準については、前条第一項の規定を準用す  
る。この場合において、同項第二号中「当該信用金庫連合会又はそ  
の特定子銀行」とあるのは、「当該信用金庫連合会の子会社である  
証券専門会社、証券仲介専門会社又は証券業を営む外国の会社」と  
読み替えるものとする。

(保険会社等の従属業務を営む会社が信用金庫連合会又はその子会  
社等のために営む従属業務に関する基準)

第五条 保険会社、少額短期保険業者又は保険業を営む外国の会社の  
営む業務のために従属業を営む会社が、主として当該信用金庫連合

(証券専門会社等の従属業務を営む会社が信用金庫連合会又はその  
子会社のために営む従属業務に関する基準)

第四条 証券専門会社、証券仲介専門会社又は証券業を営む外国の会  
社の営む業務のために従属業を営む会社が、主として当該信用金庫  
連合会の行う業務又はその子会社の営む業務のためにその業務を営  
んでいるかどうかの基準については、前条の規定を準用する。この  
場合において、同条第二号中「当該信用金庫連合会、その子会社で  
ある銀行又は銀行業を営む外国の会社」とあるのは、「当該信用金  
庫連合会の子会社である証券専門会社、証券仲介専門会社又は証券  
業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

(保険会社等の従属業務を営む会社が信用金庫連合会又はその子会  
社のために営む従属業務に関する基準)

第五条 保険会社又は保険業を営む外国の会社の営む業務のために従  
属業を営む会社が、主として当該信用金庫連合会の行う業務又はそ

会の行う業務又はその子会社等の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第三条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該信用金庫連合会又はその特定子銀行」とあるのは、「当該信用金庫連合会の子会社である保険会社、少額短期保険業者又は保険業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

(信託専門会社等の従属業務を営む会社が信用金庫連合会又はその子会社等のために営む従属業務に関する基準)

第六条 信託専門会社又は信託業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該信用金庫連合会の行う業務又はその子会社等の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第三条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該信用金庫連合会又はその特定子銀行」とあるのは、「当該信用金庫連合会の子会社である信託専門会社又は信託業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

(信用金庫連合会の従属業務を営む会社が信用金庫連合会のために営む従属業務に関する基準)

第七条 法第五十四条の二十三第三項の場合において、従属業務を営む会社が、主として当該信用金庫連合会の行う業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、それぞれの業務を営む会社につ

の子会社の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第三条の規定を準用する。この場合において、同条第二号中「当該信用金庫連合会、その子会社である銀行又は銀行業を営む外国の会社」とあるのは、「当該信用金庫連合会の子会社である保険会社又は保険業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

(信託専門会社等の従属業務を営む会社が信用金庫連合会又はその子会社のために営む従属業務に関する基準)

第六条 信託専門会社又は信託業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該信用金庫連合会の行う業務又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第三条の規定を準用する。この場合において、同条第二号中「当該信用金庫連合会、その子会社である銀行又は銀行業を営む外国の会社」とあるのは、「当該信用金庫連合会の子会社である信託専門会社又は信託業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

(信用金庫連合会の従属業務を営む会社が信用金庫連合会のために営む従属業務に関する基準)

第七条 法第五十四条の十七第三項の場合において、従属業務を営む会社が、主として当該信用金庫連合会の行う業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、それぞれの業務を営む会社につ



いて、各事業年度におけるそれぞれの業務につき、当該信用金庫連  
合会（規則第六十四条第一項第二号に掲げる業務については当該信  
用金庫連合会の役員を含む。）及びその会員である信用金庫から  
の収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回  
らないこととする。

て、各事業年度におけるそれぞれの業務につき、当該信用金庫連合  
会（規則第十条の五第一項第二号に掲げる業務については当該信用  
金庫連合会の役員を含む。）及びその会員である信用金庫からの  
収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回ら  
ないこととする。

○ 平成十四年金融庁告示第四十二号（信用協同組合の従属業務を営む会社が主として信用協同組合の行う事業のために従属業務を営んでいるかどうかの基準等を定める件）

改正案	現行
<p>協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第四条の二第八項の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として信用協同組合その他これに類する者の行う事業のために従属業務を営んでいるかどうかの基準並びに同法第四条の四第六項並びに協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）<u>第十条第一項第一号及び同条第七項の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として信用協同組合連合会の行う事業又はその子会社その他これらに類する者の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準等を次に定め、平成十四年四月一日から適用し、信用協同組合の従属業務を営む会社が信用協同組合のために営む従属業務</u>に関する</p> <p style="text-align: center;">金融監督庁 告示第四十九号</p> <p>する基準等を定める件（平成十年十一月 大蔵省 告示第四十九号）</p> <p>は、平成十四年三月三十一日限り廃止する。</p>	<p>協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第四条の二第八項の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として信用協同組合の行う事業のために従属業務を営んでいるかどうかの基準並びに同法第四条の四第六項並びに協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）<u>第三条の八第一項第一号及び同条第六項の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として信用協同組合連合会の行う事業又はその子会社の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準等を次に定め、平成十四年四月一日から適用し、信用協同組合の従属業務を営む会社が信用協同組合</u>のために営む従属業務に関する基準等を定める件（平成十年十一月 大蔵省 告示第四十九号）</p> <p>は、平成十四年三月三十一日限り廃止する。</p>

(定義)

第一条 この告示において「子会社」とは、協同組合による金融事業に関する法律（以下「法」という。）第四条第一項に規定する子会社をいい、「信用協同組合集団」とは、協同組合による金融事業に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第四条第一項第一号に規定する信用協同組合集団をいう。

2 第二条において「従属業務」とは、法第四条の二第一項第一号イに規定する従属業務をいう。

3 第三条から第七条までにおいて「銀行」、「証券専門会社」、「証券仲介専門会社」、「保険会社」、「少額短期保険業者」又は「信託専門会社」とは、それぞれ法第四条の四第一項に規定する証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社、少額短期保険業者又は信託専門会社をいい、「従属業務」とは、同条第二項第一号に規定する従属業務をいい、「特定子銀行」とは、規則第四条第一項第一号に規定する特定子銀行をいう。

（信用協同組合の従属業務を営む会社が信用協同組合又はその信用協同組合集団のために営む従属業務等に関する基準）

第二条 法第四条の二第一項第一号の場合において、従属業務を営む会社が、主として当該信用協同組合又は当該信用協同組合の信用協同組合集団の行う事業のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件のすべてを満たしていることとする。

一 各事業年度において、規則第四条第四項第一号から第二十一号

(定義)

第一条 この告示において「子会社」とは、協同組合による金融事業に関する法律（以下「法」という。）第四条第一項に規定する子会社をいう。

2 第二条において「従属業務」とは、法第四条の二第一項第一号イに規定する従属業務をいう。

3 第三条から第七条までにおいて「銀行」、「証券専門会社」、「証券仲介専門会社」、「保険会社」又は「信託専門会社」とは、それぞれ法第四条の四第一項に規定する銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社又は信託専門会社をいい、「従属業務」とは、同条第二項第一号に規定する従属業務をいう。

（信用協同組合の従属業務を営む会社が信用協同組合のために営む従属業務に関する基準）

第二条 法第四条の二第一項第一号の場合において、従属業務を営む会社が、主として当該信用協同組合の行う事業のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件のすべてを満たしていることとする。

一 各事業年度において、協同組合による金融事業に関する法律施

までに掲げるそれぞれの業務（以下「それぞれの業務」という。）につき、当該信用協同組合又は当該信用協同組合の信用協同組合集団（同項第二号に掲げる業務については当該信用協同組合又は当該信用協同組合の信用協同組合集団に属する法人の役員を含む。）からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこと。

二 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該信用協同組合からの収入があること。

2 | 前項の従属業務を営む会社が、主として信用協同組合に係る集団（規則第四条第一項第二号に規定する者をいう。以下この条において同じ。）の行う事業のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件のすべてを満たしていることとする。

一 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該信用協同組合に係る集団（規則第四条第四項第二号に掲げる業務については当該信用協同組合に係る集団に属する法人の役員を含む。）からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の九十を下回らないこと。

二 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該信用協同組合からの収入があり、かつ、当該信用協同組合に係る集団に属する規則第四条第一項第二号に掲げるそれぞれの者において当該者に属する信組等のいずれかからの収入があること。

（信用協同組合連合会等の従属業務を営む会社が信用協同組合連合

行規則（以下「規則」という。）第三条の二第一項第一号から第二十一号までに掲げるそれぞれの業務（以下「それぞれの業務」という。）につき、当該信用協同組合（同項第二号に掲げる業務については当該信用協同組合の役員を含む。）及びその子会社からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこと。

二 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該信用協同組合からの収入があること。

（新設）

（信用協同組合連合会等の従属業務を営む会社が信用協同組合連合

会又はその子会社等)のために営む従属業務等に関する基準)

第三条 信用協同組合連合会又は銀行の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該信用協同組合連合会の行う事業又はその子会社等(当該信用協同組合連合会の特定子銀行又は当該信用協同組合連合会の信用協同組合集団をいう。以下この条から第六条までにおいて同じ。)の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件のすべてを満たしていることとする。

一 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該信用協同組合連合会又はその子会社等(規則第四条第四項第二号に掲げる業務については当該信用協同組合連合会又はその子会社等に属する法人の役員を含む。)及び当該信用協同組合連合会の会員である信用協同組合からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこと。

二 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該信用協同組合連合会又はその特定子銀行のいずれかからの収入があること。

2 前項の従属業務を営む会社が、主として信用協同組合連合会に係る集団(規則第四条第一項第二号に規定する者をいう。以下この条において同じ。)の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件のすべてを満たしていることとする。

一 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該信用協同組合連合会に係る集団(規則第四条第四項第二号に掲げる業務については当該信用協同組合連合会に係る集団に属する法人の役員

会又はその子会社)のために営む従属業務に関する基準)

第三条 信用協同組合連合会又は銀行の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該信用協同組合連合会の行う事業又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件のすべてを満たしていることとする。

一 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該信用協同組合連合会(規則第三条の二第一項第二号に掲げる業務については当該信用協同組合連合会の役員を含む。)その子会社及び当該信用協同組合連合会の会員である信用協同組合からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこと。

二 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該信用協同組合連合会又はその子会社である銀行のいずれかからの収入があること。

(新設)

を含む。)及び当該信用協同組合連合会の会員である信用協同組合からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の九十を下回らないこと。

二 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該信用協同組合連合会又はその特定子銀行のいずれかからの収入があり、かつ、当該信用協同組合連合会に係る集団に属する規則第四条第一項第二号に掲げるそれぞれの者において当該者に属する信組等のいずれかからの収入があること。

(証券専門会社等の従属業務を営む会社が信用協同組合連合会又はその子会社等のために営む従属業務に関する基準)

第四条 証券専門会社又は証券仲介専門会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該信用協同組合連合会が行う業務又はその子会社等の営む業務のためにその業務を営んでいるかの基準については、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該信用協同組合連合会又はその特定子銀行のいずれか」とあるのは、「当該信用協同組合連合会の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社」と読み替えるものとする。

(保険会社等の従属業務を営む会社が信用協同組合連合会又はその子会社等のために営む従属業務に関する基準)

第五条 保険会社又は少額短期保険業者の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該信用協同組合連合会が行う事業又はそ

(証券専門会社等の従属業務を営む会社が信用協同組合連合会又はその子会社のために営む従属業務に関する基準)

第四条 証券専門会社又は証券仲介専門会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該信用協同組合連合会が行う業務又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいるかの基準については、前条の規定を準用する。この場合において、同条第二号中「当該信用協同組合連合会又はその子会社である銀行のいずれか」とあるのは、「当該信用協同組合連合会の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社」と読み替えるものとする。

(保険会社の従属業務を営む会社が信用協同組合連合会又はその子会社のために営む従属業務に関する基準)

第五条 保険会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該信用協同組合連合会が行う事業又はその子会社の営む業務の

の子会社等の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第三条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該信用協同組合連合会又はその特定子銀行のいずれか」とあるのは、「当該信用協同組合連合会の子会社である保険会社又は少額短期保険業者」と読み替えるものとする。

(信託専門会社の従属業務を営む会社が信用協同組合連合会又はその子会社等のために営む従属業務に関する基準)

第六条 信託専門会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該信用協同組合連合会の行う事業又はその子会社等の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第三条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該信用協同組合連合会又はその特定子銀行のいずれか」とあるのは、「当該信用協同組合連合会の子会社である信託専門会社」と読み替えるものとする。

(信用協同組合連合会の従属業務を営む会社が信用協同組合連合会のために営む従属業務に関する基準)

第七条 法第四条の四第三項の場合において、従属業務を営む会社が、主として当該信用協同組合連合会の行う事業のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、それぞれの業務を営む会社について、各事業年度におけるそれぞれの業務につき、当該信用協同組合連合会(規則第四条第四項第二号)に掲げる業務については当該信用協

ためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第三条の規定を準用する。この場合において、同条第二号中「当該信用協同組合連合会又はその子会社である銀行のいずれか」とあるのは、「当該信用協同組合連合会の子会社である保険会社」と読み替えるものとする。

(信託専門会社の従属業務を営む会社が信用協同組合連合会又はその子会社のために営む従属業務に関する基準)

第六条 信託専門会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該信用協同組合連合会の行う事業又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第三条の規定を準用する。この場合において、同条第二号中「当該信用協同組合連合会又はその子会社である銀行のいずれか」とあるのは、「当該信用協同組合連合会の子会社である信託専門会社」と読み替えるものとする。

(信用協同組合連合会の従属業務を営む会社が信用協同組合連合会のために営む従属業務に関する基準)

第七条 法第四条の四第三項の場合において、従属業務を営む会社が、主として当該信用協同組合連合会の行う事業のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、それぞれの業務を営む会社について、各事業年度におけるそれぞれの業務につき、当該信用協同組合連合会(規則第三条の二第一項第二号)に掲げる業務については当該信

同組合連合会の役職員を含む。)及びその会員である信用協同組合からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこととする。

用協同組合連合会の役職員を含む。)及びその会員である信用協同組合からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこととする。



○ 平成十四年金融庁・厚生労働省告示第四号（労働金庫の従属業務を営む会社が主として労働金庫の行う業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準等を定める件）

改正案	現行
<p>労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第五十八条の三第八項の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として労働金庫その他これに類する者の行う業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準並びに同法第五十八条の五第六項並びに労働金庫法施行規則（昭和五十七年 令第一号）第四十五条第十項及び第五十一条第一項 労働省</p> <p>第一号の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として労働金庫連合会の行う業務又はその子会社その他これらに類する者の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準等を次のように定め、平成十四年四月一日から適用し、労働金庫の従属業務を営む会社が労働金庫のために営む従属業務に関する基準等を定める件（平成十年十一月金融監督庁 大蔵省告示第八号）は、平成十四年三月三十一日限り廃止する。 労働省</p> <p>（定義） 第一条 この告示において「子会社」とは、労働金庫法（以下「法」</p>	<p>労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第五十八条の三第八項の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として労働金庫の行う業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準並びに同法第五十八条の五第六項並びに労働金庫法施行規則（昭和五十七年 令第一号）第六条の三第八項及び第六条の九第一号の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として労働金庫連合会の行う業務又はその子会社の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準等を次のように定め、平成十四年四月一日から適用し、労働金庫の従属業務を営む会社が労働金庫のために営む従属業務に関する基準等を定める件（平成十年十一月大蔵省告示第八号）は、平成十四年三月三十一日限り廃止する。 労働省</p> <p>（定義） 第一条 この告示において「子会社」とは、労働金庫法（以下「法」</p>

という。)第三十二条第五項に規定する子会社をいい、「金庫集団」とは、労働金庫法施行規則(以下「規則」という。)第四十五条第一項第一号に規定する金庫集団をいう。

2 第二条において「従属業務」とは、法第五十八条の三第一項第一号イに規定する従属業務をいう。

3 第三条から第七条までにおいて「銀行」、「証券専門会社」、「証券仲介専門会社」、「保険会社」、「少額短期保険業者」又は「信託専門会社」とは、それぞれ法第五十八条の五第一項に規定する銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社、少額短期保険業者又は信託専門会社をいい、「従属業務」とは、同条第二項第一号に規定する従属業務をいい、「特定子銀行」とは、規則第四十五条第一項第一号に規定する特定子銀行をいう。

(労働金庫の従属業務を営む会社が労働金庫又はその金庫集団のために営む従属業務等に関する基準)

第二条 法第五十八条の三第一項第一号の場合において、従属業務を営む会社が、主として当該労働金庫又は当該労働金庫の金庫集団の行う業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件の全てを満たしていることとする。

一 各事業年度において、規則第四十五条第四項第一号から第二十一号までに掲げるそれぞれの業務(以下「それぞれの業務」という。)につき、当該労働金庫又は当該労働金庫の金庫集団(同項第二号に掲げる業務については当該労働金庫又は当該労働金庫の

という。)第三十四条第四項に規定する子会社をいう。

2 第二条において「従属業務」とは、法第五十八条の三第一項第一号イに規定する従属業務をいう。

3 第三条から第七条までにおいて「銀行」、「証券専門会社」、「証券仲介専門会社」、「保険会社」、「信託専門会社」とは、それぞれ法第五十八条の五第一項に規定する銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社又は信託専門会社をいい、「従属業務」とは、同条第二項第一号に規定する従属業務をいう。

(労働金庫の従属業務を営む会社が労働金庫のために営む従属業務に関する基準)

第二条 法第五十八条の三第一項第一号の場合において、従属業務を営む会社が、主として当該労働金庫の行う業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件の全てを満たしていることとする。

一 各事業年度において、労働金庫法施行規則(以下「規則」という。)第六条の三第一項第一号から第二十一号までに掲げるそれぞれの業務(以下「それぞれの業務」という。)につき、当該労働金庫(同項第二号に掲げる業務については当該労働金庫の役職

金庫集団に属する法人の役員を含む。)からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこと。

二 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該労働金庫からの収入があること。

2 前項の従属業務を営む会社が、主として労働金庫に係る集団(規則第四十五条第一項第二号に規定する者をいう。以下この条において同じ。)の行う業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件のすべてを満たしていることとする。

一 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該労働金庫に係る集団(規則第四十五条第四項第二号に掲げる業務については当該労働金庫に係る集団に属する法人の役員を含む。)からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の九十を下回らないこと。

二 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該労働金庫からの収入があり、かつ、当該労働金庫に係る集団に属する規則第四十五条第一項第二号に掲げるそれぞれの者において当該者に属する労働金庫等のいずれかからの収入があること。

(労働金庫連合会等の従属業務を営む会社が労働金庫連合会又はその子会社等のために営む従属業務等に関する基準)

第三条 労働金庫連合会又は銀行の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該労働金庫連合会の行う業務又はその子会社等(当該労働金庫連合会の特定子銀行又は当該労働金庫連合会の金庫

員を含む。)及びその子会社からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこと。

二 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該労働金庫からの収入があること。

(新設)

(労働金庫連合会等の従属業務を営む会社が労働金庫連合会又はその子会社のために営む従属業務に関する基準)

第三条 労働金庫連合会又は銀行の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該労働金庫連合会の行う業務又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲

集団をいう。以下この条から第六条までにおいて同じ。)の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件のすべてを満たしていることとする。

一 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該労働金庫連合会又はその子会社等(規則第四十五条第四項第二号に掲げる業務については当該労働金庫連合会又はその子会社等に属する法人の役員を含む。)及び当該労働金庫連合会の会員である労働金庫からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこと。

二 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該労働金庫連合会又はその特定子銀行のいずれかからの収入があること。

2 前項の従属業務を営む会社が、主として労働金庫連合会に係る集

団(規則第四十五条第一項第二号に規定する者をいう。以下この条において同じ。)の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件のすべてを満たしていることとする。

一 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該労働金庫連合会に係る集団(規則第四十五条第四項第二号に掲げる業務については当該労働金庫連合会に係る集団に属する法人の役員を含む。)及び当該労働金庫連合会の会員である労働金庫からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の九十を下回らないこと。

二 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該労働金庫連

げる要件のすべてを満たしていることとする。

一 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該労働金庫連合会(規則第六条の三第一項第二号に掲げる業務については当該労働金庫連合会の役員を含む。)その子会社及び当該労働金庫連合会の会員である労働金庫からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこと。

二 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該労働金庫連合会又はその子会社である銀行のいずれかからの収入があること。

(新設)

合会又はその特定子銀行のいずれかからの収入があり、かつ、当該労働金庫連合会に係る集団に属する規則第四十五条第一項第二号に掲げるそれぞれの者において当該者に属する労働金庫等のいずれかからの収入があること。

(証券専門会社等の従属業務を営む会社が労働金庫連合会又はその子会社等のために営む従属業務に関する基準)

第四条 証券専門会社又は証券仲介専門会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該労働金庫連合会の行う業務又はその子会社等の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該労働金庫連合会又はその特定子銀行のいずれか」とあるのは、「当該労働金庫連合会の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社」と読み替えるものとする。

(保険会社等の従属業務を営む会社が労働金庫連合会又はその子会社等のために営む従属業務に関する基準)

第五条 保険会社又は少額短期保険業者の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該労働金庫連合会の行う業務又はその子会社等の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第三条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該労働金庫連合会又はその特定子銀行のいずれか」とあるのは、「当該労働金庫連合会の子会社である保険会社又は少

(証券専門会社等の従属業務を営む会社が労働金庫連合会又はその子会社のために営む従属業務に関する基準)

第四条 証券専門会社又は証券仲介専門会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該労働金庫連合会の行う業務又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、前条の規定を準用する。この場合において、同条第二号中「当該労働金庫連合会又はその子会社である銀行のいずれか」とあるのは、「当該労働金庫連合会の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社」と読み替えるものとする。

(保険会社の従属業務を営む会社が労働金庫連合会又はその子会社のために営む従属業務に関する基準)

第五条 保険会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該労働金庫連合会の行う業務又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第三条の規定を準用する。この場合において、同条第二号中「当該労働金庫連合会又はその子会社である銀行のいずれか」とあるのは、「当該労働金庫連合会の子会社である保険会社」と読み替えるものとする。

額短期保険業者」と読み替えるものとする。

（信託専門会社の従属業務を営む会社が労働金庫連合会又はその子会社等のために営む従属業務に関する基準）

第六条 信託専門会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該労働金庫連合会の行う業務又はその子会社等の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第三条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該労働金庫連合会又はその特定子銀行のいずれか」とあるのは、「当該労働金庫連合会の子会社である信託専門会社」と読み替えるものとする。

（労働金庫連合会の従属業務を営む会社が労働金庫連合会のために営む従属業務に関する基準）

第七条 法第五十八条の五第三項の場合において、従属業務を営む会社が、主として当該労働金庫連合会の行う業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、それぞれの業務を営む会社について、各事業年度におけるそれぞれの業務につき、当該労働金庫連合会（規則第四十五条第四項第二号に掲げる業務については当該労働金庫連合会の役員を含む。）及びその会員である労働金庫からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこととする。

（信託専門会社の従属業務を営む会社が労働金庫連合会又はその子会社のために営む従属業務に関する基準）

第六条 信託専門会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該労働金庫連合会の行う業務又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第三条の規定を準用する。この場合において、同条第二号中「当該労働金庫連合会又はその子会社である銀行のいずれか」とあるのは、「当該労働金庫連合会の子会社である信託専門会社」と読み替えるものとする。

（労働金庫連合会の従属業務を営む会社が労働金庫連合会のために営む従属業務に関する基準）

第七条 法第五十八条の五第三項の場合において、従属業務を営む会社が、主として当該労働金庫連合会の行う業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、それぞれの業務を営む会社について、各事業年度におけるそれぞれの業務につき、当該労働金庫連合会（規則第六条の三第一項第二号に掲げる業務については当該労働金庫連合会の役員を含む。）及びその会員である労働金庫からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこととする。

○ 平成十四年二月二十九日金融庁告示第二十八号（保険業法第百六条第七項等の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として保険会社若しくは保険持株会社又はそれらの子会社のために従属業務を営んでいるかどうかの基準を定める件）

改正案	現行
<p>保険業法（平成七年法律第百五号）第百六条第七項、第二百七十一条の二十二第五項、保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第五十六条第一項第一号、同条第八項及び第二百十条の七第九項の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として保険会社若しくは保険持株会社又はそれらの子会社等のために従属業務を営んでいるかどうかの基準等を次のように定め、平成十四年四月一日から適用し、保険業法第百六条第七項等の規定に基づき、保険会社等の従属業務を営む会社が保険会社又はその子会社のために営む従属業務に関する基準を定める件（平成十年十一月<sup>金融監督庁</sup>大蔵省告示第五十号）及び保険業法第二百七十一条の六第五項等の規定に基づき、保険会社等の従属業務を営む会社が保険持株会社又はその子会社のために営む従属業務に関する基準を定める件（平成十年十一月<sup>金融監督庁</sup>大蔵省告示第五十一号）は、平成十四年三月三十一日限り廃止する。</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この告示において「保険会社」、「総株主等の議決権」、「子会社」、「保険持株会社」又は「少額短期保険業者」とは、それ</p>	<p>保険業法（平成七年法律第百五号）第百六条第七項、第二百七十一条の二十二第五項、保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第五十六条第一項第一号、同条第六項及び第二百十条の七第八項の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として保険会社若しくは保険持株会社又はそれらの子会社のために従属業務を営んでいるかどうかの基準等を次のように定め、平成十四年四月一日から適用し、保険業法第百六条第七項等の規定に基づき、保険会社等の従属業務を営む会社が保険会社又はその子会社のために営む従属業務に関する基準を定める件（平成十年十一月<sup>金融監督庁</sup>大蔵省告示第五十号）及び保険業法第二百七十一条の六第五項等の規定に基づき、保険会社等の従属業務を営む会社が保険持株会社又はその子会社のために営む従属業務に関する基準を定める件（平成十年十一月<sup>金融監督庁</sup>大蔵省告示第五十一号）は、平成十四年三月三十一日限り廃止する。</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この告示において「保険会社」、「子会社」、「保険持株会社」又は「総株主等の議決権」とは、それぞれ、保険業法（以下「</p>

ぞれ保険業法（以下「法」という。）第二条に規定する保険会社、  
総株主等の議決権、子会社、保険持株会社又は少額短期保険業者  
をいい、「保険持株特定保険子会社」又は「特定保険子会社」とは  
、それぞれ保険業法施行規則（以下「規則」という。）第五十六条  
第三項第一号の二に規定する保険持株特定保険子会社又は特定保険  
子会社をいい、「保険会社集団」とは同項第二号に規定する保険会  
社集団をいう。

2 次条から第六条までにおいて「銀行」、「長期信用銀行」、「証  
券専門会社」、「証券仲介専門会社」、「信託専門会社」、「保険  
業を行う外国の会社」、「銀行業を営む外国の会社」、「証券業を  
営む外国の会社」又は「信託業を営む外国の会社」とは、それぞれ  
法第百六条第一項に規定する銀行、長期信用銀行、証券専門会社、  
証券仲介専門会社、信託専門会社、保険業を行う外国の会社、銀行  
業を営む外国の会社、証券業を営む外国の会社又は信託業を営む外  
国の会社をいい、「従属業務」とは、法第百六条第二項第一号に規  
定する従属業務をいう。

3 第七条から第十条までにおいて「銀行」、「長期信用銀行」、「証  
券専門会社」、「証券仲介専門会社」、「信託専門会社」、「保  
険業を行う外国の会社」、「銀行業を営む外国の会社」、「証券業  
を営む外国の会社」、「信託業を営む外国の会社」又は「従属業務  
」とは、それぞれ法第二百七十一条の二十二第一項に規定する銀行  
、長期信用銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社、信託専門会社  
、保険業を行う外国の会社、銀行業を営む外国の会社、証券業を営  
む外国の会社、信託業を営む外国の会社又は従属業務をいう。

法」という。）第二条に規定する保険会社、子会社、保険持株会社  
又は総株主等の議決権をいう。

2 第二条から第五条において「銀行」、「長期信用銀行」、「証  
券専門会社」、「証券仲介専門会社」、「信託専門会社」、「保険業  
を行う外国の会社」、「銀行業を営む外国の会社」、「証券業を営  
む外国の会社」又は「信託業を営む外国の会社」とは、それぞれ  
法第百六条第一項に規定する銀行、長期信用銀行、証券専門会社、  
証券仲介専門会社、信託専門会社、保険業を行う外国の会社、銀行  
業を営む外国の会社、証券業を営む外国の会社又は信託業を営む外  
国の会社をいい、「従属業務」とは、法第百六条第二項第一号に規  
定する従属業務をいう。

3 第六条から第八条において「銀行」、「長期信用銀行」、「証  
券専門会社」、「証券仲介専門会社」、「信託専門会社」、「保険業  
を行う外国の会社」、「銀行業を営む外国の会社」、「証券業を営  
む外国の会社」、「信託業を営む外国の会社」又は「従属業務」と  
は、それぞれ、法第二百七十一条の二十二第一項に規定する銀行、  
長期信用銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社、信託専門会社、  
保険業を行う外国の会社、銀行業を営む外国の会社、証券業を営む  
外国の会社、信託業を営む外国の会社又は従属業務をいう。



(保険会社等の従属業務を営む会社が保険会社又はその子会社等のために営む従属業務等に関する基準)

第二条 保険会社、少額短期保険業者又は保険業を行う外国の会社の行う業務のために従属業務を営む会社が、主として当該保険会社又はその子会社等(当該保険会社の特定保険子会社、保険持株特定保険子会社、保険会社集団又は保険持株会社集団(規則第五十六条第三項第三号に規定する保険持株会社集団をいう。次項において同じ。))をいう。以下この条から第五条までにおいて同じ。)の行う業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる基準とする。

一 規則第五十六条の二第一項第一号から第二十一号までに掲げる業務を営む会社は、次に掲げるすべての要件を満たしていること。

イ 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該保険会社又はその子会社等(規則第五十六条の二第一項第一号から第三号まで及び第十七号に掲げる業務については、当該保険会社又はその子会社等に属する会社の役員を含む。)からの収入の額の合計額の総収入(同項第十八号に掲げる業務の対象となる不動産が二以上の者により共有されている場合において、当該不動産の共有者の一が当該保険会社又はその子会社等に属する会社であるときは、当該保険会社又は当該子会社等に属する会社が当該不動産に係るその持分に応じて出資して設立した会社の当該業務については、当該会社の当該業務に係る収入の額に

(保険会社等の従属業務を営む会社が保険会社又はその子会社のために営む従属業務に関する基準)

第二条 保険会社又は保険業を行う外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該保険会社又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる基準とする。

一 保険業法施行規則(以下「規則」という。)第五十六条の二第一項第一号から第二十一号までに掲げる業務を営む会社は、次に掲げるすべての要件を満たしていること。

イ 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該保険会社又はその子会社等(規則第五十六条の二第一項第一号から第三号まで及び第十七号に掲げる業務については、当該保険会社の役員を含む。)及びその子会社からの収入の額の合計額の総収入(同項第十八号に掲げる業務の対象となる不動産が二以上の者により共有されている場合において、当該不動産の共有者の一が当該保険会社又はその子会社であるときは、当該保険会社又は当該子会社が当該不動産に係るその持分に応じて出資して設立した会社の当該業務については、当該会社の当該業務に係る収入の額に当該持分の割合を乗じて得た額を総収入とみなす。)の額に占め

当該持分の割合を乗じて得た額を総収入とみなす。)の額に占める割合が百分の五十を下回らないこと。

ロ 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該保険会社又はその特定保険子会社若しくは保険持株特定保険子会社のいずれかからの収入があること。

二 規則第五十六条の二第一項第二十三号に掲げる業務を営む会社は、当該保険会社及びその子会社(当該保険会社により総株主等の議決権の総数を保有されているものに限る。)により、その総株主等の議決権の総数(法令により当該議決権の数について一の会社が保有できる範囲が定められている場合においてはその上限)を保有されている会社であること。

2) 前項の従属業務を営む会社が、主として当該保険会社又はその子会社等及び他の保険会社又はその保険会社集団若しくは保険持株会社集団(以下この項において、「保険会社に係る集団」という。)の行う業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる基準とする。

一 規則第五十六条の二第一項第一号から第二十一号までに掲げる業務を営む会社は、次に掲げるすべての要件を満たしていること

イ 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該保険会社に係る集団(規則第五十六条の二第一項第一号から第三号まで及び第十七号に掲げる業務については、当該保険会社に係る集

る割合が百分の五十を下回らないこと。

ロ 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該保険会社又はその子会社である保険会社若しくは保険業を行う外国の会社のいずれかからの収入があること。

二 規則第五十六条の二第一項第二十三号に掲げる業務を営む会社は、次に掲げる要件を満たしていること。  
当該保険会社及びその子会社(当該保険会社により総株主等の議決権の総数を保有されているものに限る。)により、その総株主等の議決権の総数(法令により当該議決権の数について一の会社が保有できる範囲が定められている場合においてはその上限)を保有されている会社であること。

2) 前項の規定にかかわらず、当該従属業務を営む会社が保険持株会社又はその子会社のために従属業務を営む場合は、前項第一号イ中「当該保険会社」とあるのは「自らを子会社とする保険持株会社及びその子会社」と、「当該保険会社の役員を含む。」及びその子会社」とあるのは「当該保険持株会社の子会社である保険会社の役員を含む。」と読み替えて適用する。

団に属する会社の役員を含む。)からの収入の額の合計額の総収入(同項第十八号に掲げる業務の対象となる不動産が二以上の者により共有されている場合において、当該不動産の共有者の一が当該保険会社に係る集団に属する会社であるときは、当該保険会社に係る集団に属する会社が当該不動産に係るその持分に応じて出資して設立した会社の当該業務については、当該会社の当該業務に係る収入の額に当該持分の割合を乗じて得た額を総収入とみなす。)の額に占める割合が百分の九十を下回らないこと。

ロ 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該保険会社又はその特定保険子会社若しくは保険持株特定保険子会社のいずれかからの収入があり、かつ、当該保険会社に係る集団に属するすべての他の保険会社又はその保険会社集団若しくは保険持株会社集団において、それぞれの者に属する他の保険会社又はその特定保険子会社若しくは保険持株特定保険子会社のいずれかからの収入があること。

二 規則第五十六条の二第一項第二十三号に掲げる業務を営む会社は、当該保険会社及びその子会社(当該保険会社により総株主等の議決権の総数を保有されているものに限る。)により、その総株主等の議決権の総数(法令により当該議決権の数について一の会社が保有できる範囲が定められている場合においてはその上限)を保有されている会社であること。

(銀行等の従属業務を営む会社が保険会社又はその子会社等のために営む従属業務に関する基準)

第三条 銀行、長期信用銀行又は銀行業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該保険会社又はその子会社等の行う業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第一号ロ中「当該保険会社又はその特定保険子会社若しくは保険持株特定保険子会社」とあるのは「当該保険会社の子会社である銀行、長期信用銀行又は銀行業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

(証券専門会社等の従属業務を営む会社が保険会社又はその子会社等のために営む従属業務に関する基準)

第四条 証券専門会社、証券仲介専門会社又は証券業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該保険会社又はその子会社等の行う業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第二条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第一号ロ中「当該保険会社又はその特定保険子会社若しくは保険持株特定保険子会社」とあるのは、「当該保険会社の子会社である証券専門会社、証券仲介専門会社又は証券業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

(信託専門会社等の従属業務を営む会社が保険会社又はその子会社等のために営む従属業務に関する基準)

(銀行等の従属業務を営む会社が保険会社又はその子会社のために営む従属業務に関する基準)

第三条 銀行、長期信用銀行又は銀行業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該保険会社又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、前条の規定を準用する。この場合において、同条第一項第一号ロ中「当該保険会社又はその子会社である保険会社若しくは保険業を行う外国の会社」とあるのは「当該保険会社の子会社である銀行、長期信用銀行又は銀行業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

(証券専門会社等の従属業務を営む会社が保険会社又はその子会社のために営む従属業務に関する基準)

第四条 証券専門会社、証券仲介専門会社又は証券業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該保険会社又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第二条の規定を準用する。この場合において、同条第一項第一号ロ中「当該保険会社又はその子会社である保険会社若しくは保険業を行う外国の会社」とあるのは、「当該保険会社の子会社である証券専門会社、証券仲介専門会社又は証券業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

(信託専門会社等の従属業務を営む会社が保険会社又はその子会社のために営む従属業務に関する基準)

第五条 信託専門会社又は信託業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該保険会社又はその子会社等の行う業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第二条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第一号口中「当該保険会社又はその特定保険子会社若しくは保険持株特定保険子会社」とあるのは、「当該保険会社の子会社である信託専門会社又は信託業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

(保険会社の従属業務を営む会社が保険会社のために営む従属業務に関する基準)

第六条 法第六十六条第四項の場合において、保険会社の行う業務のために従属業務を営む会社が、主として当該保険会社の行う業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は次に掲げる基準とする。

一 (改正不要)

第五条 信託専門会社又は信託業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該保険会社又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第二条の規定を準用する。この場合において、同条第一項第一号口中「当該保険会社又はその子会社である保険会社若しくは保険業を行う外国の会社」とあるのは、「当該保険会社の子会社である信託専門会社又は信託業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

(保険会社の従属業務を営む会社が保険会社のために営む従属業務に関する基準)

第六条 法第六十六条第四項の場合において、保険会社の行う業務のために従属業務を営む会社が、主として当該保険会社の行う業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は次に掲げる基準とする。

一 規則第五十六条の二第一項第一号から第二十一号までに掲げる業務を営む会社は、各事業年度におけるそれぞれの業務につき、当該保険会社(同項第一号から第三号まで及び第十七号に掲げる業務については、当該保険会社の役員を含む。)からの収入の額の合計額の総収入(同項第十八号に掲げる業務の対象となる不動産が二以上の者により共有されている場合において、当該不動産の共有者の一が当該保険会社又はその子会社であるときは、当該保険会社又は当該子会社が当該不動産に係るその持分に応じて出資して設立した会社の当該業務については、当該会社の当該業

二 規則第五十六条の二第一項第二十三号に掲げる業務を営む会社は、当該保険会社及びその子会社（当該保険会社により総株主等の議決権の総数を保有されているものに限る。）により、その総株主等の議決権の総数（法令により当該議決権の数について一の会社が保有できる範囲が定められている場合においてはその上限）を保有されている会社であること。

（保険会社等の従属業務を営む会社が保険持株会社の保険持株会社集団のために営む従属業務等に関する基準）

第七条 保険会社、少額短期保険業者又は保険業を行う外国の会社の行う業務のために従属業務を営む会社が、主として当該保険持株会社の保険持株会社集団（規則第二百十条の七第一項第一号の二に規定する保険持株会社集団をいう。以下この項において同じ。）の行う業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる基準とする。

一 規則第二百十条の七第二項第一号から第二十一号までに掲げる業務を営む会社は、次に掲げるすべての要件を満たしていること。

イ 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該保険持株会社の保険持株会社集団（規則第二百十条の七第二項第一号から第三号まで及び第十七号に掲げる業務については当該保険持

務に係る収入の額に当該持分の割合を乗じて得た額を総収入とみなす。）の額に占める割合が百分の五十を下回らないこと。

二 規則第五十六条の二第一項第二十三号に掲げる業務を営む会社は、次に掲げる要件を満たしていること。

当該保険会社及びその子会社（当該保険会社により総株主等の議決権の総数を保有されているものに限る。）により、その総株主等の議決権の総数（法令により当該議決権の数について一の会社が保有できる範囲が定められている場合においてはその上限）を保有されている会社であること。

（保険会社等の従属業務を営む会社が保険持株会社又はその子会社のために営む従属業務に関する基準）

第七条 保険会社又は保険業を行う外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該保険持株会社又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる基準とする。

一 規則第二百十条の七第一項第一号から第二十一号までに掲げる業務を営む会社は、次に掲げるすべての要件を満たしていること。

イ 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該保険持株会社及びその子会社（規則第二百十条の七第一項第一号から第三号まで及び第十七号に掲げる業務については当該保険持株会

株式会社<sup>イ</sup>の保険持株会社集団に属する会社の役員を含む。）からの収入の額の合計額の総収入（同項第十八号に掲げる業務の対象となる不動産が二以上の者により共有されている場合において、当該不動産の共有者の一が当該保険持株会社の保険持株会社集団に属する会社であるときは、当該保険持株会社の保険持株会社集団に属する会社及びその子会社（当該保険持株会社により総株主等の議決権の総数を保有されているものに限る。）により、その総株主等の議決権の総数（法令により当該議決権の数について一の会社が保有できる範囲が定められている場合においては、その上限）を保有されている会社であること。）の額に占める割合が百分の五十を下回らないこと。

ロ 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該保険持株会社の子会社である保険会社又はその特定保険子会社（保険会社を除く。）若しくは保険持株特定保険子会社（保険会社を除く。）のいずれかからの収入があること。

二 規則第二百十條の七第二項第二十三号に掲げる業務を営む会社は、当該保険持株会社及びその子会社（当該保険持株会社により総株主等の議決権の総数を保有されているものに限る。）により、その総株主等の議決権の総数（法令により当該議決権の数について一の会社が保有できる範囲が定められている場合においては、その上限）を保有されている会社であること。

2| 前項の従属業務を営む会社が、主として当該保険持株会社の保険持株会社集団（規則第二百十條の七第一項第一号の二に規定する保険持株会社集団をいう。）及び保険会社（当該保険持株会社の子会

社の子会社である保険会社の役員を含む。）からの収入の額の合計額の総収入（同項第十八号に掲げる業務の対象となる不動産が二以上の者により共有されている場合において、当該不動産の共有者の一が当該保険持株会社又はその子会社であるときは、当該保険持株会社又は当該子会社が当該不動産に係るその持分に応じて出資して設立した会社の当該業務については、当該会社の当該業務に係る収入の額に当該持分の割合を乗じて得た額を総収入とみなす。）の額に占める割合が百分の五十を下回らないこと。

ロ 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該保険持株会社の子会社である保険会社又は保険業を営む外国の会社のいずれかからの収入があること。

二 規則第二百十條の七第一項第二十三号に掲げる業務を営む会社は、次に掲げる要件を満たしていること。  
当該保険持株会社及びその子会社（当該保険持株会社により総株主等の議決権の総数を保有されているものに限る。）により、その総株主等の議決権の総数（法令により当該議決権の数について一の会社が保有できる範囲が定められている場合においては、その上限）を保有されている会社であること。

社である保険会社を除く。)若しくはその保険会社集団若しくは保険持株会社集団(規則第五十六条第三項第三号に規定する保険持株会社集団をいう。)又は他の保険持株会社の保険持株会社集団(規則第二百十條の七第一項第一号の二に規定する保険持株会社集団をいう。)(以下この項において「保険持株会社に係る集団」という。)の行う業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる基準とする。

一 規則第二百十條の七第二項第一号から第二十一号までに掲げる業務を営む会社は、次に掲げるすべての要件を満たしていること

イ 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該保険持株会社に係る集団(規則第二百十條の七第二項第一号から第三号まで及び第十七号に掲げる業務については、当該保険持株会社に係る集団に属する会社の役員を含む。)からの収入の額の合計額の総収入(同項第十八号に掲げる業務の対象となる不動産が二以上の者により共有されている場合において、当該不動産の共有者の一が当該保険持株会社に係る集団に属する会社であるときは、当該保険持株会社に係る集団に属する会社が当該不動産に係るその持分に応じて出資して設立した会社の当該業務については、当該会社の当該業務に係る収入の額に当該持分の割合を乗じて得た額を総収入とみなす。)の額に占める割合が百分の九十を下回らないこと。

ロ 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該保険持株会社の子会社である保険会社又はその特定保険子会社(保険会



社を除く。)若しくは保険持株特定保険子会社(保険会社を除く。)のいずれかからの収入があり、かつ、当該保険持株会社に係る集団に属するすべての保険会社(当該保険持株会社の子会社である保険会社を除く。)若しくはその保険会社集団若しくは保険持株会社集団(規則第五十六条第三号に規定する保険持株会社集団をいう。)又は他の保険持株会社の保険持株会社集団(規則第二百十条の七第一項第一号の二に規定する保険持株会社集団をいう。)において、それぞれの者に属する保険会社又はその特定保険子会社若しくは保険持株特定保険子会社のいずれかからの収入があること。

二 規則第二百十条の七第二項第二十三号に掲げる業務を営む会社は、当該保険持株会社及びその子会社(当該保険持株会社により総株主等の議決権の総数を保有されているものに限る。)によりその総株主等の議決権の総数(法令により当該議決権の数について一の会社が保有できる範囲が定められている場合においてはその上限)を保有されている会社であること。

(銀行等の従属業務を営む会社が保険持株会社の保険持株会社集団のために営む従属業務に関する基準)

第八条 銀行、長期信用銀行又は銀行業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該保険持株会社の保険持株会社集団の行う業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第一号ロ中「当該保険持株会社の子会社である保険会社又は

(銀行等の従属業務を営む会社が保険持株会社又はその子会社のために営む従属業務に関する基準)

第八条 銀行、長期信用銀行又は銀行業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該保険持株会社又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、前条の規定を準用する。この場合において、同条第一号ロ中「当該保険持株会社の子会社である保険会社又は保険業を行

その特定保険子会社（保険会社を除く。）若しくは保険持株特定保険子会社（保険会社を除く。）とあるのは、「当該保険持株会社の子会社である銀行、長期信用銀行又は銀行業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

（証券専門会社等の従属業務を営む会社が保険持株会社の保険持株会社集団のために営む従属業務に関する基準）

第九条 証券専門会社、証券仲介専門会社又は証券業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該保険持株会社の保険持株会社集団の行う業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第七条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第一号口中「当該保険持株会社の子会社である保険会社又はその特定保険子会社（保険会社を除く。）若しくは保険持株特定保険子会社（保険会社を除く。）」とあるのは、「当該保険持株会社の子会社である証券専門会社、証券仲介専門会社又は証券業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

（信託専門会社等の従属業務を営む会社が保険持株会社の保険持株会社集団のために営む従属業務に関する基準）

第十条 信託専門会社又は信託業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該保険持株会社の保険持株会社集団の行う業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第七条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第一号口中「当該保険持株会社の子会社である保険会社又はその

外国の会社」とあるのは、「当該保険持株会社の子会社である銀行、長期信用銀行又は銀行業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

（証券専門会社等の従属業務を営む会社が保険持株会社又はその子会社のために営む従属業務に関する基準）

第九条 証券専門会社、証券仲介専門会社又は証券業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該保険持株会社又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第七条の規定を準用する。この場合において、同条第一号口中「当該保険持株会社の子会社である保険会社又は保険業を行う外国の会社」とあるのは、「当該保険持株会社の子会社である証券専門会社、証券仲介専門会社又は証券業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

（信託専門会社等の従属業務を営む会社が保険持株会社又はその子会社のために営む従属業務に関する基準）

第十条 信託専門会社又は信託業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該保険持株会社又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第七条の規定を準用する。この場合において、同条第一号口中「当該保険持株会社の子会社である保険会社又は保険業を行う外

特定保険子会社（保険会社を除く。）若しくは保険持株特定保険子会社（保険会社を除く。）とあるのは、「当該保険持株会社の子会社である信託専門会社又は信託業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

国の会社」とあるのは、「当該保険持株会社の子会社である信託専門会社又は信託業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

○ 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

改正案	現行
<p>（証券専門会社等の業務等） 第五十六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第百六条第一項第十二号及び第七項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 当該保険会社の子会社（法第百六条第一項第二号の二に掲げる者に限る。）</p> <p>一の二 当該保険会社の保険持株特定保険子会社（当該保険会社を子会社とする保険持株会社の子会社（法第二百七十一条の二十二第二項第一号から第二号の二まで又は第八号に掲げる会社の子会社のうち、法第百六条第一項第一号から第二号の二まで又は第八号に掲げる会社をいう。次号及び第四号において同じ。）を除く。）をいう。第四号において同じ。）</p> <p>二（改正不要）</p> <p>三 当該保険会社の保険持株会社集団（当該保険会社を子会社とする保険持株会社の二以上の子会社の集団又は当該保険持株会社及びその子会社の集団のうち、法第二百七十一条の二十二第一項第一号から第二号の二まで又は第八号に掲げる会社を含む</p>	<p>（証券専門会社等の業務等） 第五十六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第百六条第一項第十二号本文に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>（新設）</p> <p>一 当該保険会社の保険持株特定保険子会社（当該保険会社を子会社とする保険持株会社の子会社（法第二百七十一条の二十二第一項第一号、第二号又は第八号に掲げる会社を限り、当該保険会社及びその特定保険子会社（当該保険会社の子会社のうち、法第百六条第一項第一号、第二号又は第八号に掲げる会社をいう。次号及び第四号において同じ。）を除く。）をいう。第四号において同じ。）</p> <p>二 当該保険会社の保険会社集団（当該保険会社及びその子会社の集団又は当該保険会社の特定保険子会社及び当該保険会社の特定保険子会社以外の子会社の集団をいう。第四号及び第二百十条の七第一項第二号において同じ。）</p> <p>三 当該保険会社の保険持株会社集団（当該保険会社を子会社とする保険持株会社の二以上の子会社の集団又は当該保険持株会社及びその子会社の集団のうち、法第二百七十一条の二十二第一項第一号、第二号又は第八号に掲げる会社を含むものに限り</p>

ものに限り、前号に掲げるものを除いたものをいう。次号及び第二百十條の七第一項第二号において同じ。）

四 (改正不要)

4～9 (略)

(保険持株会社の子会社の範囲等)

第二百十條の七 法第二百七十一條の二十二第一項第十二号及び第五項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 当該保険持株会社の子会社(法第二百七十一條の二十二第一項第二号の二に掲げる者に限る。)

二 当該保険持株会社の保険持株会社集団(当該保険持株会社の二以上の子会社の集団又は当該保険持株会社及びその子会社の集団のうち、法第二百七十一條の二十二第一項第一号から第二号の二まで又は第八号に掲げる会社を含むものをいう。次号において同じ。)

二 (改正不要)

2～10 (略)

、前号に掲げるものを除いたものをいう。次号及び第二百十條の七第一項第二号において同じ。)

四 当該保険会社又はその特定保険子会社、保険持株特定保険子会社、保険会社集団若しくは保険持株会社集団及び他の保険会社又はその保険会社集団若しくは保険持株会社集団

4～9 (略)

(保険持株会社の子会社の範囲等)

第二百十條の七 法第二百七十一條の二十二第一項第十二号本文に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

(新設)

一 当該保険持株会社の保険持株会社集団(当該保険持株会社の二以上の子会社の集団又は当該保険持株会社及びその子会社の集団のうち、法第二百七十一條の二十二第一項第一号、第二号又は第八号に掲げる会社を含むものをいう。次号において同じ。)

二 当該保険持株会社の保険持株会社集団及び保険会社(当該保険持株会社の子会社である保険会社を除く。)若しくはその保険会社集団若しくは保険持株会社集団又は他の保険持株会社の保険持株会社集団

2～10 (略)